

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和7年度第1回）会議要録

日時	令和7年11月7日（金） 午後6時～8時
場所	対策本部室
出席者	箕輪会長、荻上副会長、佐々木委員、加藤委員、西巻委員、土屋委員、 本郷委員、鈴木委員、五十嵐委員、小山委員、木村委員、鳥居委員、横山委員、 杉浦委員、金守委員、小林委員、木暮委員、戸塚委員、 （欠席：佐藤委員、上澤委員）
事務局	子ども家庭部長、教育部長、子ども子育て支援課長、子ども家庭支援センター 担当課長、子ども育成課長、保育施策調整担当課長、教育企画課長、統括指導 主事、武蔵野市子ども協会事務局長 ほか

委員自己紹介

令和7年度～8年度の任期の最初の会議であるため、委員の自己紹介を行った。

会長、副会長の選出

令和7年度～8年度の任期における正副会長について、会長には箕輪委員、副会長には荻上委員が選出された。

子どもプラン推進地域協議会の運営

資料7「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の運営について」のとおり運営していくことになった。

議 題

1 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会について

【こども子育て支援課長】

資料1に基づいて説明

（質疑なし）

2 第六次子どもプラン武蔵野について

【こども子育て支援課長】

資料1に基づいて説明

（質疑なし）

3 第五次子どもプラン武蔵野評価について

第五次子どもプラン武蔵野 令和6年度実施状況報告書

第五次子どもプラン武蔵野 取組み実績と今後の方向性

【こども子育て支援課長ほか】

資料2、3に基づいて説明

（質疑なし）

4 こども誰でも通園制度について

【子ども育成課長】

資料4、5に基づいて説明

【委員】

東京都が先行しているなかで国に事業が移ったときに、それを今までどおり維持できるのでしょうか。また、武蔵野市として無理なく配置基準が置かれるのでしょうか。

【子ども育成課長】

今やっている東京都の事業から国の事業へスムーズに移行するためにどうしたらいいかということについては、我々も非常に気にしています。国の考え方と都の考え方はちょっと違うので、スムーズにできるように、都に要望や質問を投げかけており、正式に回答は来ていないけれど、例えば、利用料の徴収においても、東京都は東京都のルールでお金を徴収していいとされていたのですが、国は、1時間標準300円という基準を出しており、園によっては300円ではありません。似たような事業をやっているのに金額が違うため、分かりづらかったりするので、どのように考えればよいか、都に確認しています。

保育士の配置基準については、国からは「誰でも通園制度」に従事する職員の2分の1以上は保育士資格があることとされています。これは、一時預かり事業の基準と同じですが、先行している多様な他者の事業とどのように連結させればいいのか、と質問しているところなので、明確に回答できません。いずれにしても、その連結をしっかりとすることで、事業者の皆様が事業をやりやすくなると考えますし、保護者にとっても分かりやすく、また、安心して保育ができるようにしていきたいと考えております。

【委員】

子育てでトイレも行けないような保護者にとって、子どもを定期的に預けることができるというのは、本当に安心に広まって、すばらしい取組だと理解しました。

ただ、こういうサービスを拡大するとトラブルになりやすいのは、現場のキャパだと思います。保護者は、地域に参加する意識はだんだん薄れていって、どんどん消費者であるという意識が高まっています。そうすると、何か事故があったときに、すぐクレームなどの発想になってしまう。保育園の保育士についてはキャパを増やしてもらえるのか、お金ではなくて人数として基準をしっかりと見たほうがいいと思いました。保育士の待遇、人数の補填について何か基準を考えていますか。

【子ども育成課長】

「誰でも通園制度」の実施意向のある園は、保育士が確保できるという見込みのもと、手を上げていただいていると認識しています。意向調査の中で、逆に実施ができない、実施したいけれど保育士が足りないという答えもありました。

そもそも、在園児について安全・安心な保育をしながら、「誰でも通園制度」の子どもたちを受けけるという安全面での不安や園としてやるべき配慮など、様々なことを勘案しながら実施意向を示していただいていると思っています。

保育士の確保は、市独自では期末報奨金補助金として、勤続年数に応じて、市の予算を持ち出して、例えば、経験年数0～4年の方は年額で20万円支給するなどの事業を行っています。そのように手当ををしたり、国や都の事業で、保育士の宿舍借上補助金というものを活用して、園が住まいを借り上げた場合に補助を受ける仕組みがあります。引き続き国や都にその制度の継続をお願いしながら、保育士の待遇も維持向上させながら事業を実施していきたいと考えています。

【委員】

資料の「本市基準条例の考え方」の「別表『本市の基準（案）と考え方』」というのが何を指しているのでしょうか。

また、障害をお持ちの子どもや医療的ケアを受ける必要がある子どもも対象にしていますが、市はどのようにお考えでしょうか。

【子ども育成課長】

当初、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」についてのスライドを1枚入れていたんですが、説明が長くなるため、削除しましたが、一部記載が残っていたものです。

2つ目の障害児保育、市では「サポート保育」と呼んでいますが、医療的ケア児の受け入れについてですが、市は、どんな子どもも受け入れていきたいというのが基本的な考え方ですので、受け入れる方向で今調整をしているところです。ただ、医療的ケア児は、市公立保育園4園だけで受け入れており、看護師の配置など様々な支援が必要なので、民間園での受け入れは厳しいのではないかと市で考えています。「誰でも通園制度」は、民間園での実施を想定しておりまして、令和8年の4月の段階では、まずは安全に保育をすることを第一目標として、医療的ケア児の誰でも通園での受け入れについては見送っているところです。

【委員】

子どもが大人と関わりながら豊かな経験をし、育ちが支えられる保育を受ける仕組みがどの子にも必要であり、子どもの権利保障の観点からもこの制度は非常に重要です。また、育児不安の軽減や、親子の孤立防止の観点からも、今の保育制度に関わる重要な課題を解決するもので、公的に財源が保証される形で実現することは非常に意義があると考えています。

ただ、制度内容を見ると、慣れない場所に来る子どもは、最初は非常に不安で、泣き続けて、ずっと抱かれているような状況から少しずつ慣れていくものですが、日々時間単位で違う子どもが来るので経験豊富なベテランの保育士でないと保育の質は保てないため、ベテランの保育士を雇用するだけの十分な補助金の裏づけが必要だと考えます。

あとは、子どもの状況を事前面談で丁寧に聞くことが保育の前提として欠かせませんが、この制度は、事前面談や保育環境の整備、教材準備などは補助対象になっておらず、持ち出しですし、予定していたが利用しなかった方の分の収入がなかったりなど、非常に不安定さがあり、安定した人員が確保できるのかどうかという懸念があります。

安全面については、事業類型の制限を国は具体的に示されておらず、子どもの安全や発達が実施事業所に委ねられているのに、単価が非常に低く、財政的な裏づけも十分ないので、本当に子どもの最善の利益を保証できるのかと思います。

国への制度改善を求めつつ、市独自の方法を考えて積み重ねていただきたい。例えば、事前の面談の補助だとか、保育の準備の補助だとか、特に安全を担保するための巡回の制度だったりとか、そのシステムの確立というのは、次年度からの実施という意味では早急に求められていると思います。

【子ども育成課長】

公定価格については、0歳児を保育すると1時間当たり1,300円、1歳児が1,100円、2歳児が900円というのが今年度の国の単価設定で、この単価では安全な保育をするための体制を組むのは厳しいと考えますので、声をあげていきたいと思っています。また、事故防止の支援指導員であるとか、アドバイザーが巡回して園長に寄り添った対応したりなど、安全な保育をするためにやっている体制を、「誰でも通園制度」でもどうやって実施できるか検討する必要があると思っています。

【委員】

過去、一時保育として自分の都合で保育園へ預けられてすごく助かったので、このような制度が広がるととても助かるなというふうに思います。一時保育を実施していない保育園が本制度を実施されるうえでは、安全面の確保などの情報共有をしていただけたら保護者は安心して預けられると思いましたので、よろしくお願いします。

【子ども育成課長】

今回手を上げているうち、8割ぐらいが一時保育に関わっている事業者ですが、一時保育をやっていないけれど実施意向のある園もありますので、そうした園も今までの経験を引き継ぎながら保育ができるように検討を進めていきたいと思っています。

【委員】

子どもにとっては、在園児の中に入れ込むという形は難しいと思うので、他に確保した保育室はあるのでしょうか。子どもにとって最善の保育ということであれば、環境がすごく大事ですので、混合された保育よりも、安心して受け止めてもらえるような環境設定になるよう、市は特に力を入れていただきたいが、いかがでしょうか。

【子ども育成課長】

国は、園による実施方法を大きく2つに分けて選択するよう委ねていますが、1つは、部屋を分けて別室で保育するという形と、もう1つは、在園児の中に「誰でも通園制度」を利用している子どもが入って一緒に保育するという、やり方です。市は、それぞれ施設のスペースの都合もあるので、必ず分けてくださいということとは言えないと考えています。

環境の整備については、これまでも都の補助金を活用して、各園でトイレの改修や増設、様々備品購入などをやっていただけていますが、引き続き、都の補助金も活用しながら環境整備できるように進めていきたいと考えています。

【委員】

「こども誰でも通園制度」と言う名前を一般的な方が聞くと、すぐにいつでも登録できると思うかもしれないので、面談を受けても「うちは受け入れられない」とならないように、市側としてサポートをしっかりしていただきたい。この制度自体の仕組みが広がらないと意味がないので、どれだけ今度広報していくかというところが一番だと思います。特に、育児で忙しいという方の耳に入るような配慮をお願いします。

【子ども育成課長】

一時預かりやベビーシッターなど多様なサービスについて、保護者が自分のニーズに合わせて子どもとご自身のためにどう使っていくのがいいのか、という周知は必要だと問題意識は持っております。引き続き検討していきます。

【委員】

「誰でも通園制度」の大切なところは、子どもたちがいろいろな人と出会っていくということや、家とは違う環境で過ごすことなどにあると思います。いろいろな制度があることを、保護者視点と子どもにとってどうかという視点と両方合わせて伝えていくようお願いします。

【子ども育成課長】

そのとおりだと思いますので、しっかり伝えていきます。

報告事項

1 武蔵野市子どもの権利擁護センターの活動

【子ども子育て支援課長】

報告資料 1 に基づいて説明

2 中高生向けイベント Youth Idea Session

【子ども子育て支援課長】

報告資料 2 に基づいて説明

3 武蔵野市立子育て 0 1 2 3 条例の一部改正について

【子ども家庭支援センター担当課長】

報告資料 3 に基づいて説明

4 第二期学校施設整備基本計画策定審議会の審議経過について

【教育企画課長】

報告資料 4 に基づいて説明

5 武蔵野市平和の日イベントについて

【子ども子育て支援課長】

報告資料 5 に基づいて説明

(報告事項 1 ～ 5 について質疑なし)

その他

次回の第 2 回の会議は、以下のとおり開催することとなった。

令和 8 年 2 月 2 日 (月) 午後 6 時から @武蔵野市役所対策本部室